

【事務局】 皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、ただいまから平成27年度第2回福岡市障がい者等地域生活支援協議会を開催いたします。

私は、本協議会の事務局を担当いたします福岡市保健福祉局障がい者在宅支援課長の竹森です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員総数21名のところ、18名の方が今現在ご出席でございます。過半数に達しておりますので、本協議会要綱第5条第2項の規定により、本協議会は成立いたしておりますことをご報告いたします。

また、本日の会議では個人情報等を特に扱いませんので、福岡市情報公開条例に基づき公開としております。よろしくお願いいたします。

次に、会議資料の確認でございます。委員の皆様には事前に送付させていただきましたが、ここで再度確認させていただきます。事前にお送りしておりますのが、会議次第、会議資料1、資料2、資料3、資料4、資料5、資料6、資料7でございます。また、本日新たに配付する資料といたしまして、委員名簿、座席表、本協議会の要綱、区部会事例検討シート、こちらのシートは、お持ち帰りできない資料となりますので、協議会終了後は机の上に置いたままでお願いいたします。それから、次回開催の日程調整票、保健福祉総合計画の関係の資料A4の1枚のものと、計画の案、冊子が机の上にあると思います。それから、差別解消法の関係の資料があると思います。以上でございます。不足の書類がございましたら、おっしゃっていただければお持ちいたします。よろしいでしょうか。

それでは、本日の会議次第についてご説明いたします。

お手元の会議次第をごらんください。

この後、5点議事を行います。議題の一つ目は会長、副会長の互選についてです。二つ目は触法障がい者部会の設置について、三つ目は地域生活支援拠点等の整備について、四つ目は事例から導かれる地域課題について、五つ目は協議会の委員構成についてでございます。その後、4点報告を行います。一つ目は相談支援部会での検討事項の経過について、二つ目は区部会ネットワークの活動について、三つ目は保健福祉総合計画の進捗状況について、四つ目は障害者差別解消法関係でございます。最後にその他として、平成28年度

の協議会のスケジュールについてでございます。

議事に1時間5分程度、報告に45分程度、その他に5分程度を予定しております。少し長くなりますがよろしくお願いいたします。

今回の協議会は、委員の改選後初めての協議会になりますので、まず、改選によって新たにご就任いただいております委員さんをご紹介します。

まず、福岡市身体障害者福祉協会の石松委員でございます。

【委員】 どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 それから、福岡市立特別支援学校PTA連合会会長の佐伯委員でございます。

【委員】 どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 それから、福岡市城南区知的障がい者相談支援センターセンター長の友廣委員でございます。

【委員】 皆さんこんにちは。よろしくお願いいたします。

【事務局】 また、今回から新たに、福岡人権擁護委員協議会副会長の原田委員に協議会委員に加わっていただいております。

【委員】 原田です。よろしくお願いいたします。

【事務局】 以上、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

まず、会長、副会長の互選についてでございます。

今回の協議会は、任期満了に伴う委員改選後最初の協議会でございますので、会長、副会長の選任をお願いいたします。協議会の会長及び副会長につきましては、本協議会要綱第4条第1項の規定により、委員の互選となっております。どなたか、自薦、他薦のご推挙、ご意見がございましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【事務局】 ご意見がないようでしたら、事務局から提案させていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【事務局】 それでは、委員改選前に引き続きまして、会長には西南学院大学教授の野口委員に、副会長には福岡市立心身障がい福祉センターセンター長の宮崎委員にお願いしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【事務局】 ありがとうございます。

それでは、会長を野口委員に、副会長を宮崎委員にお願いしたいと存じます。野口委員、宮崎委員、よろしく願いいたします。大変恐縮ではございますけれども、会長席、副会長席にご移動お願いいたします。

それでは、最初に一言ずつご挨拶を頂戴したいと思います。まず、野口会長からよろしく願います。

【会長】 西南学院大学の野口と申します。

この協議会では、私は3期目ぐらいになります。よろしく願いいたします。

障がいがある方といってもものすごく多様で、いろんな当事者の方たちの意見をできるだけ酌んで、しっかり地域生活支援というテーマに沿って、この支援協議会はかなり事業や具体的施策に影響を及ぼす協議会ですので、ぜひ忌憚のない意見をさまざまな方たちから出してもらって、できたら何かモデル事業のようなことが実現できたらいいなと思っていますので、ご協力よろしく願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。

続きまして、宮崎副会長よろしく願いいたします。

【副会長】 心身障がい福祉センター長の宮崎でございます。

私は副会長としては2期目だと思いますが、あいあいセンターには、子どもから成人あるいは高齢者の方まで、野口会長言われましたようにさまざまな障がいの方が来られておられます。直接支援から相談、そして虐待対応まで、いろいろさせていただいておりますけれども、日々難しさを感じております。ぜひ皆さんと一緒に、福岡市の障がい者等の地域支援が進みますよう微力を尽くしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。

それでは、ここからの進行につきましては、要綱第5条第1項の規定によりまして会長をお願いすることになっておりますので、野口会長、会議の進行をよろしく願いいたします。

【会長】 それでは、早速議事に入りたいと思います。

2番目の議事は、触法障がい者部会の設置についてです。基幹センターから説明をお願いします。

【事務局】 基幹センターの松野でございます。説明させていただきます。

使います資料は資料1になっておりますので、そちらのほうご準備ください。

触法障がい者に対しましては、各相談支援センターで相談対応していておりますが、矯正施設を出所した方への支援が中心となっております。一方、矯正施設に入る前の支援につきましては、体系化されておりましたので、今回、福岡県弁護士会と準備会を重ねまして、触法障がい者への支援について協議する場として、専門部会の設置を委員の皆様にご意見、ご承認いただきたいと思っております。

それでは、資料に沿って説明させていただきます。

福岡市障がい者等地域生活支援協議会触法障がい者部会企画案でございます。

### 1、設置目的

障がいがあり犯罪を起こした人（触法障がい者）の多くが、刑務所等を出所しても帰る場所や相談する家族もないことから、犯罪を繰り返す現状があります。また、触法障がい者への支援は、各相談機関や専門機関が個別で支援していながらも、これに関する課題や社会資源について情報を共有したり、共働して取り組んだりする機会がありませんでした。こうした状況の中で、相談機関及び司法関係者は触法障がい者の対応に苦慮することが多く、司法と福祉の連携の必要性が指摘されております。

触法障がい者に対する支援のうち、矯正施設を出所した障がい者に対し、地域社会での自立促進を図る支援（出口支援）につきましては、地域生活定着支援センターが中心となり既に取り組まれております。他方、矯正施設に入所する前の被疑者、被告人段階の支援、入り口支援につきましては、福岡市では体系的な取り組みはなされておられません。

そこで今回、入り口支援が必要なケース、すなわち矯正施設での教育のみでは改善が難しいと考えられるケースに対し、司法と福祉が連携しどのような支援が提供できるかを協議することを目的として、専門部会を設置するものです。

### 2、名称

本部会の名称は、「触法障がい者部会」と称します。

### 3、協議内容

本部会は、その目的を達するため、次の各号に挙げる事項を協議します。

- (1) 触法障がい者の相談の流れを構築
- (2) 司法関係者と福祉が共働で支援を適切に進めていく仕組みづくり
- (3) 触法障がい者の支援のためのネットワークの構築
- (4) 触法障がい者の支援モデルの研究

(5) 前号に挙げるもののほか、目的を達するために必要な事項に関すること

#### 4、事務局

本部会の事務局を、福岡市障がい者基幹相談支援センターに置く。

#### 5、部会委員

知的障がい者相談支援センターから1名、精神障がい者相談支援センターから1名、相談支援機能強化専門員1名、知的・精神障がい者の相談支援スーパーバイザー各1名、福岡県弁護士会から4名、保護観察所から1名、地域生活定着支援センターから2名、事務局として障がい者基幹相談支援センターから2名の、計14名を予定しております。

#### 6、スケジュール

平成28年4月から本部会を開催し、平成28年度中の協議会に報告書を提出する予定です。2枚目を見ていただきますと、準備会で主に検討しました対象者要件について、その結果を資料としてつけております。今回の部会では、事例にも対応しながら、資料の一番右に載っております考えられる課題について、精度を高めていければと考えております。

以上で説明を終わります。

**【会長】** ただいまの触法障がい者部会の設置案について、何かご意見、ご質問がある方はおられますでしょうか。

**【委員】** 触法障がい者のこの課題に関しては、結局は受け皿をつくらないと何も解決しないわけなのです。今回はこれから検討していくところで、どういう施策をつくるかということでしょうか。こういう部会委員の構成になっていると思いますが、やはり、最終的にはどこかグループホームや通所施設が受け皿をつくらないと全く解決しない問題ですので、できれば最初から事業者を入れたほうがいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

**【事務局】** ご質問ありがとうございます。末松委員がおっしゃったような内容は、本部会の準備会でも協議され、出てきた意見でございました。受け皿がないということが現状にありますので、その協議の中で、「ネットワークをどのように構築していくか」というようなことでまとまったことになり、その際、「実際の施設の方をお呼びしたほうがいいのではないか」ということが意見として出ていましたけれども、それは「協議する会の際にオブザーバーとして来ていただければ」というような形で、この準備会では意見としてまとまった次第でございます。

**【会長】** よろしいですか。

【委員】　　ここで委員を増やすのは難しいのかもしれませんが、早い段階でほんとうに、受け皿のところを最初から仲間に入れておくという習慣をつけてほしいと思います。全然違う話で、多分虐待防止法に関するものでも、受け皿をつくることを最初から話し合いの仲間に入れていかないから、結局受け皿が広がらないようなことにもなっているのではと思っています。

実際の現場の事業者からすると、何か上のほうで話をする人たちが話し合っただけで決めたことが後からばらばらとおりにくるけれども、実感としてなかなか湧かないのです。オブザーバーじゃないといけないのかと疑問ではありますが、結論としてはとにかく事業者が受け皿を広げないとどうしようもないわけですから、早い段階で仲間に入れていただくようなことでもっと考えていただきたいと思います。

【委員】　　この触法障がい者に関しては、やはり地域でどう暮らすかということが非常に大切な要素になってくると思います。従いまして、事業者のこともかなりありますが、社会福祉協議会がネットワークを広げております。校区社協、校区自治会との連携が重要になるのではないかと思います。

先だって早良区の社会福祉協議会の理事会が開催されましたが、こういう障がいを持たれてある方々についての認識がまだまだ弱いです。従いまして、やはりその視点からも含めて、障がいのある方が自立して生活するためには何が必要か、これは、地域が受けとめていく土壌づくりが必要です。社会福祉協議会が何らかの形でこれに絡んでいくことが、触法障がい者が一人で生きていける場をつくっていく、こういう方向が見えてくるのではないかと思いますので、どうぞご検討よろしく願いいたします。

【会長】　　いかがでしょうか。今両方とも、現場の声をちゃんと聞いて受けとめられる具体的なところも入れて進められたらということで、先ほども出ましたけれどもいかがですか。

【事務局】　　はい。事務局のほうで検討させていただければと思います。

【会長】　　そうですか。ぜひ入れてもらったほうが良いような気がします。

【委員】　　関連することだと思いますが、入り口支援という言い方で話が出ていると思いますが、若年層で触法の入り口のところでとめるというか、要は予防的な側面というのがどうしても大切になってくるというか、大きなことになってからというよりは、先に先手先手を打っていくような仕組みをしていくときに、今末松委員や石松委員が言われたような地域での取り組みや事業所の取り組み、また、児童相談所等を絡めていくという視点

もあったほうがいいのではないかという、またこれは現場の意見としてちょっと考えていただけたらと思います。

【事務局】 あわせて検討させていただければと思います。

【会長】 そうしたら、これは少し修正をする必要がありますね。また検討してもらってということでもよろしいでしょうか。検討課題ということで、より意見を大事にもらい、児童の項目なども、多分児童部会のほうでも出ているかもしれないですし、そういうのを含めて、ここでやるべきかとかいうのも含めて検討してもらえるといいなと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【事務局】 検討の結果で、その結果ですけれども、もう部会として動きだすと思いますので、会長、副会長にご相談してその辺は決めさせていただいて、後でご報告という形でよろしいですか。

【会長】 よろしいでしょうか、会長、副会長に任せていいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会長】 わかりました。

【委員】 そのほかいいですか。部会準備会において検討した対象者要件のところですが、手帳の有無のところ、「ある」というところになっていますが、法務総合研究、何かその報告のところによると、療育手帳の所持者の受刑者に対する割合は約3割。ということは7割手帳を持っていない人になるのではないかと考えているのですが、手帳がないということは軽いというような人たちも、とても危険な状態にあるのではないかなと思いますが、その「ある」に絞った理由を教えてくださいもいいですか。

【事務局】 まず、勾留されてからの実際この計画を出す期間は2週間で、かなり短い期間でこの更生計画案を出さないといけないというところがございます。その段階から手帳を取得していたりということが結構期間的に難しいだろうということがありますので、こういった手帳がある方ということを対象の要件としております。

【委員】 必要のある人ということではないのですか。

【事務局】 この準備会のほうで検討させていただいた段階では、入り口支援ということで考えているのですけれども、障がいのある方全てを対象にするという考え方もありますが、まずは、どういったことができるのかというのをモデル的にやっていきたいというところもありまして、ある程度要件を最初は絞らせていただいているというような状況で

ございます。

【委員】 それでは、いろいろ事例を踏まえた中でまた検討していくということでしょうか。

【事務局】 そうですね。この取り組みの状況を踏まえて、また今後どうしていくかというのを検討していくような形になります。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 その他、ありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【会長】 それでは、修正案を私たち会長、副会長等によって話し合い、提案するという事で、この件については終了したいと思います。

では、3つ目の議題に移りたいと思います。

では事務局のほうから、地域生活支援拠点等の整備について、説明をお願いします。

【事務局】 それでは、地域生活支援拠点等の整備についてご説明させていただきます。

資料2をごらんください。

福岡市における地域生活支援拠点等の整備に向けて検討を行うために、地域生活支援拠点等整備検討部会の設置についてご提案をさせていただきたいと思っております。

まず一つ目に、設置目的ですけれども、平成26年5月に改定された国の基本指針において、障がいのある方の地域生活支援の機能をさらに強化するため、地域生活支援拠点等の整備を図るように規定されております。平成29年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つの拠点等を整備することが、障がい福祉計画の成果目標として設定をされているところでございます。

資料の2ページ目をごらんください。

こちらの資料は、国のほうが作成した地域生活支援拠点等の整備手法のイメージでございます。

地域生活支援拠点等の整備については、居住支援のための機能、具体的には「相談」「体験の機会・場」「緊急時の受け入れ・対応」「専門性」「地域の体制づくり」の五つの機能を確保することが必要で、その手法として、多機能拠点整備型、面的整備型などのイメージが示されております。左下の多機能拠点整備型は、五つの機能を一つの施設で確保するというもので、右下の面的整備型は、既存の事業所が連携して五つの機能を確保するというものでございます。



この二つは、あくまでも地域生活支援拠点等の整備手法のイメージで、実際には、整備するに当たっては地域の状況に応じて、地域生活支援協議会の意見等も聞きながら五つの機能の確保方法について検討するように求められているところでございます。

資料の1ページ目のほうに戻っていただいて、福岡市でも、平成27年3月に策定しました第4期福岡市障がい福祉計画において、平成29年度末までに1カ所地域生活支援拠点等を整備することを目標値として設定しております。その整備推進について検討を行うために、地域生活支援拠点等の整備検討部会を設置させていただきたいと考えております。

次に、二つ目の部会の名称につきましては、地域生活支援拠点等整備検討部会とする。

三つ目、部会の検討事項につきましては、地域生活支援拠点等として必要な機能の整備方法に関する事項、地域生活支援拠点等の安定的な運営のための課題に関する事項、地域生活支援拠点等の具体的な整備案の策定に関する事項、その他地域生活支援拠点等の整備を行うために必要な事項ということにしております。

四つ目の委員構成についてですが、福岡市の相談支援機能強化専門員1名、相談支援スーパーバイザー3名、基幹相談支援センター1名、福岡市民間障がい施設協議会1名、福岡市障がい者生活支援事業所連絡会1名、障がい者施設支援課1名、障がい者在宅支援課1名、その他必要に応じて臨時の委員にも部会の委員として就任させていただきたいと考えております。

実際に支援の現場、サービスのコーディネートを行っている方、実際に現場レベルで働いている方たちのご意見を踏まえながら、こういう検討をさせていただけたらと思っております。

五つ目の事務局ですが、事務局は障がい者在宅支援課に置き、六つ目のスケジュールについてですが、平成28年4月から必要に応じて随時開催するということにさせていただきたいと思っております。

**【会長】** ただいまの地域生活支援拠点等整備について検討を行うための検討部会の設置について、何かご意見等はございますでしょうか。

**【副会長】** 設置目的のところに、「29年度末までに1カ所」と書いてありますが、これは福岡市内に1カ所ということは要するに、拠点的なものをイメージしながら仕事を進めていくという意味でしょうか。

**【事務局】** この五つの機能を満たすために一つの枠組みをつくるというふうな形なので、やり方としてどういうやり方があるのかというのは今から検討していくような形にな

と思いますが、一つ施設をつくるというやり方もあると思いますし、既存の事業所をネットワークで結びつけてそういう枠組みをつくるということも考えられるかと思います。

【会長】 ほかにありませんでしょうか。

【委員】 委員構成なんですけど、民間施設協議会でもこの地域生活支援拠点については何度か意見交換してきた経緯もありまして、一つ大きな問題として、医療ケアが必要な人たちの解決策としてもこの地域生活支援拠点に大きな期待を寄せている方が多いという意味においては、委員構成に医療関係者をぜひ入れてほしいなというふうに思っております。

最初から難しければ次の段階でもいいかなと思いますが、何かまた、最初から入っていないと、医療ケアを対象にしていけないようなまま進んでいくのではないかというふうに思います。ここがこの委員構成を見て心配をしているところをございまして、最初から入れるようなことではないのであれば、「途中の段階で医療ケアについての議論と専門の方の意見をきちんと聞いていくような方向がある」という話を今日聞ければ、ちょっと安心できるかなというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

【事務局】 この委員構成の案については、実際に支援の現場でコーディネートをしている方とサービスを提供している方を中心に、どういう課題があるのかというのを検討していくような形になると思いますので、その後、医療関係の方に委員に加わっていただく必要があるということであれば、また臨時の委員などそういう形で入っていただこうかと考えているところをございまして。

【委員】 医療ケアの必要な人たちに非常に関係のするものであるというご認識は持っていただけと思ってよろしいですかね。

【事務局】 福祉型短期入所部会の中でも、そういう課題、解決方法をご検討いただいているところで、医療関係の方とのネットワークや連携というのも必要ということも十分認識をしておりますので、必要に応じてそういう委員の方にも入っていただこうとは思っております。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 ほかにありませんでしょうか。

この場合は、「必要に応じて」ですから、修正は特によろしいですか。ほかに何かご意見等がありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【会長】 では、これで進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会長】 ありがとうございます。

次に、四つ目の議題に入りたいと思います。

事例から導かれる地域課題について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、事務局より説明させていただきます。

使います資料は、本日お配りしております区部会事例検討シートになります。それと、事前に配付しております資料3です。こちらを使って説明させていただきます。

この事例から導かれる地域課題につきましては、各区の相談支援センターが日々行っております相談支援の業務の中で直面する、障がい福祉サービス等を利用して課題解決が困難な事例につきまして、区部会及び各区の区部会の事務局が集まります事務局合同会議で検討した結果、全市で取り組むべき課題として協議会本体に報告し、協議会において協議いただくとしたものです。

まず事例の1と2を、城南区知的障がい者相談支援センターの田中さんより、事例3を、早良区知的障がい者相談支援センターの富永さんより説明させていただきます。

【事務局】 城南区知的障がい者相談支援センターでコーディネーターをしております、田中と申します。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、事例番号1番と2番の事例についてご説明をさせていただきます。

まず事例番号1番の方ですが、男性知的障がいでA2の方です。

この方は、ご両親と一緒に生活をされており、福岡市内で家族3人で生活をする中で、本人は日中活動で就労継続支援B型にバスを使ってご自身で行かれてありました。この方はカラオケや買い物が好きで、休日はお一人で出かけたり、ヘルパーさんと出かけたりして過ごされてありました。

自宅内でお母さんへの確認行為がかなり頻回に増えてきて、いつどこに行くのか、買い物の確認など、言葉でお母さんに確認をして、お母さんがそれに応ずるといようなやりとりがずっと昔からありましたが、それがだんだんとエスカレートしていき、お母さんが受けとめられなくなってしまい、家庭内でお互いに手が出始めるということが、家庭内で頻繁に起こっていました。

その中で、本人は自閉症という診断があり、こだわり行動、水へのこだわりがあり、1時間、2時間ずっとシャワーを浴びたり、トイレの場面でのこだわり行動が見られ、家庭

内で見るのが難しいという状況になってきました。

複数のサービスを私どものほうで調整をしながら、何とか家族の介護負担を軽減しつつ、本人の行動問題というのを少し軽減するような取り組みを図ったところです。

そういったサービス調整をしていったのですが、やはり全部は行動を抑えるというのはそもそも難しいと思っていまして、なかなか家庭内で見るというのができなくなり、警察対応になることが何度かありました。結果的に、医療保護入院になり、ご家族は見切れないということで入院になっておられます。

精神科病院に入院した後に、家族とドクターとケア会議を数回重ね、ほんとうは自宅で一緒にまた暮らすということを考えたのですが、家庭では難しいという判断をされまして、施設のほうに入所されたという経緯があります。

下の主訴のところをごらんください。家族、本人の気持ちを書いております。「市内で暮らしたい」、これは本人の気持ちです。市内で暮らすというのは、本人が住みなれた環境で、もともと行っていた就労継続支援B型の作業所の仲良い利用者と、今離れているということに、「また会いたい」というふうに思っていらっしゃいます。あとは、カラオケに行ったりファストフード店に行ったり、そういった市内での生活を希望されております。しかしご家族としては、「一緒に住むことはもう難しい」と思っております。

私が挙げた課題としては、「行動障がいがあって、かつ常時見守りが必要な方を受け入れてくれる居住の場が少ない」というところで、今回挙げさせていただきました。

そのほかのニーズに対しては、排せつや入浴場面については居宅でヘルパーさんを利用したり、移動支援でヘルパーさんと外出をすることで、トイレのこだわり行動が少し軽減できたり、外出先でのトラブルが防止できたりということで、ヘルパーさんにかなり活躍していただきました。

ところがやはり長く続かなかったというのがこの事例で、結果的に施設に入所をされました。

残された課題としては、行動障がいあって常時見守りが必要な方の居住の場及び体験利用ができる場というのがほとんどないということで、課題として挙げさせていただきましたのでご協議いただけたらと思います。

続いて、事例番号2番です。今度は、知的障がいA1女性の方です。お母様とお二人暮らしです。お母さんは、鬱病を患っております。お母さんと二人暮らしをされてあるのですが、このBさんは、お母さんへの確認行動があり、さっきのAさんと同じなのですが、

買い物の確認がかなり頻回にあります。食べ物のこだわりがとても強い方です。

食へのこだわりがあって、お母さんは家の中で冷蔵庫になるべく食べ物を置かずにする  
ことで対応してあったのですが、本人の要求が満たされない状態で、夜間飛び出し等があ  
っております。鍵をかけるなどの対策を立てましたが、本人が鍵を自分であけて外に飛び  
出て、コンビニに行ったり自販機に行ったりで、それを近所の方が見つけて警察に通報し  
て、保護されるということがたびたびあります。

このご家庭はお二人暮らしなので、どうしてもお母さん一人しか対応する人がいないの  
で、やはり厳しいと私も思い、さまざまなサービスをフルに活用させていただきました。  
日中は生活介護を利用し、夜は短期入所を月に何度か、宿泊で利用されてあります。あと  
は、居宅介護支援事業所にもかなり頻繁に入らせていただいています。

今回はBさんの場合は、体調面で生活習慣病を持っておられ、健康管理がある程度必要  
な方です。

残された課題として、レスパイト支援として短期入所や日中活動、居宅介護等をいろい  
ろと利用しましたが、この事例で明らかになってきたのは、短期入所がなかなか連泊で利  
用できるところが少ないということです。もう一つは、先ほどの事例と同じですが、実  
際に入居できる、このように障がいの重たい方が入るグループホームが少ないというこ  
ろで、課題を挙げさせていただきました。以上です。

**【事務局】** 続きまして、事例番号3番のご説明させていただきます。

福岡市早良区知的障がい者相談支援センターの富永と申します。よろしくお願いいたし  
ます。

私がかかわっております事例は、知的障がいのB2の男性の方でございます。現在お母  
様と二人暮らしをされておられます。こちらの知的障がいの男性は、特別支援学校在学中  
に不登校になられ、精神的にかなり不安に陥りやすいというところと、対人関係が苦手で、  
なかなか学校に行けないという生活を続けてこられております。お母様も、精神的な疾患  
を抱えておられ、調子がいいときと悪いときというところをかなり繰り返されてあるとい  
う状況が続いておられました。

特別支援学校在学中に、不安が強くなりなかなか学校も行けないということで、数カ月  
間精神科病院のほうに入院をされておられます。そこで退院に向けての支援ということで  
かかわり、退院後は就労移行支援に行くということでこちらのセンターのほうで支援を行  
っています。本人退院後に、お母様がかなり不安定になられ、本人さんにかなりその入院

のことを強く強要して、本人がかなり大きな声を出して拒否をされたところで、通報され警察官を呼ばれて医療保護入院ということで、本人としては調子の波が悪かったというわけではないのですが、お母様のそういった状況からまた入院をするという状況につながっております。

その後また自宅に戻られましたが、今度はお母様が入院をされるというときに、本人がアパートで一人では生活ができないという状況で、祖父母の家で生活をするという状況で、ご本人様の生活の環境が、入院をしたりお母様と暮らしたり祖父母の家で過ごしたりということで、生活が全然安定できていない状況でした。

この生活をどうしていくかということで、計画相談支援等がかかわっているのですが、やはり本人としては、ひとり暮らしをしたいということと、グループホームで生活をしたい、そういった漠然とした選択肢はありますが、グループホーム自体は、体験利用をするとなると、空きがあった上で利用前提だと体験ができますが、体験のみで常時部屋が空いているというようなホームはなかなか数が少ない、ほとんどない状況になっております。

ひとり暮らしのほうですが、ひとり暮らしをしてヘルパーさんに来てもらうというところは、実際にその生活をしてみないとなかなかイメージがつかないというところがありますので、本人の中では、お母さんと離れて生活をするというところのイメージが具体的に持てない状況です。

よって、そういったご本人のこれからの生活、選択肢を考える上でも、グループホームの体験利用が常時できる、ひとり暮らしをしながらヘルパーさんを利用する、その一定期間の体験ができる、そういったことが可能になると、地域で暮らすというところの選択肢が増えていくのではないかとということで、今回、グループホームの体験利用やひとり暮らしの体験というところの社会資源の検討ということで、課題のほう挙げさせていただいております。以上です。

**【事務局】** 続きまして、事例から導かれる地域課題の整理と対応策の方向性を説明させていただきます。

資料3をごらんください。

資料につきましては、左上の「現状」の欄には、課題を解決するに当たっての福岡市の地域資源の現状が記載されております。それに対してこうあってほしいという望むべき姿を、右上の「目指すところ」の欄にまとめております。その目指すところに対しまして、福岡市にどのような地域課題があるのかを事務局合同会議で精査し、地域課題として左下

の欄に記載をしております。今後どのような取り組みが必要か、あるいはどのような取り組みが可能なのかを、右下の欄に記載しております。

事例1と2については、現状としては、「福岡市内にはグループホームのあきが少ない」「常時見守りが必要な障がい者など重度の障がい者を受け入れ可能なグループホームがほとんどない」「夜間を含め手厚い介護を提供してくれるグループホームはほとんどない」「市内の短期入所の平均稼働率は50%程度だが、人手等の問題で常に受け入れができるわけではない」「短期入所が利用できたとしても連泊は難しく、家族のレスパイトにつながりにくい」「緊急な場合はやむを得ず市外の入所施設や入院を調整せざるを得ない」という状況がございます。

それに対して目指すところとしては、「介護者の急病や事故など、緊急時の受け入れ先が確保されている」「夜間の支援体制の充実や、安全に暮らせる居住の場が整備されている」「重度の障がい者も地域で安心して生活することができる」というところです。

地域課題としては、「常時見守りが必要な障がい者等、重度の障がい者の受け入れができる居住の場が市内にはほとんどない」「障がい者を緊急時に受け入れできる場が市内にはほとんどない」ということが挙げられます。

課題解決に向けての方向性は、「基幹相談支援センターが集約しているグループホームの情報の夜間支援体制の追加など、情報提供の充実を図る」「重度の障がい者を受け入れることのできる居住の場の整備について検討する」「重度の障がい者の支援にも対応できるようグループホームの支援員、世話人のスキルアップを図る」「障がい者行動支援センターかへむを利用して行動障がいを軽減させ、利用できるサービスの幅を広げる」「緊急時に受け入れ、対応が可能な場の確保について検討する」というふうにまとめております。

事例3については、現状として、「グループホームの体験型はあるが、体験利用は空床を前提としている」「グループホームの空き自体がほとんどないため、必要なときに体験利用ができない」「体験利用そのものが当該グループホームの入居を前提としていることが多い」「精神科病院等で体験ホームを持っているところもあるが、地域生活からかけ離れている」「実際の地域生活に関するアセスメントができる場がない」「アセスメントができないため、グループホームへの入居やひとり暮らしは難しいと、試みる前から結論づけられてしまう」という状況です。

目指すところとしては、「地域生活への移行に向けて、一定期間地域の中で生活アセスメントを受けることができる体験の場が確保されている」「グループホームへの入居やひとり

暮らしを希望する障がい者の地域生活への移行が進む」というところです。

地域課題としては、「グループホームの入居やひとり暮らしに向けて、必要時に一定期間地域の中で生活の体験や生活アセスメントができる場がない」ことが挙げられます。

課題解決に向けての方向性としては、「地域での生活に向けた、生活アセスメントができる場の確保について検討する」「市営住宅の空き部屋の活用などを検討する」「宿泊型自立訓練のような、一定期間評価や訓練を受けられる場で生活課題を確認する」「グループホームから一定期間で単身生活に移行できるような支援に努める」というふうにまとめております。

以上で説明を終わります。協議会委員の皆様より、課題解決に向けての方向性につきましてご意見等いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

【会長】 事務局のほうからご説明がありました事例、この地域課題についていろいろ出してもらいましたが、何かご意見のある方はおられますか。

【委員】 ヘルパー事業所の立場から話をさせていただきたいと思います。特に事例の1、2から読み取れるところからいくと、特に1の方は行動援護対象者ではないのかなというふうに思います。もしくは「行動援護に近い方」というふうに言い切ってもいいかもしれませんが、事情で移動支援を使わざるを得ない、事業所がなくて使わざるを得ないなど、事業所のほうから見ると、おそらくそういった側面で、また行動援護の事業所及びそれに係るスタッフの不足といったところが、実は現状としてあるのではないかと、隠れているのではないかとこのように思います。

その中で、そういった行動援護を担う人材の確保ということも地域課題の一つではないかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

【事務局】 今回この事例を整理する中で、行動援護の事業者さんが少ないというふうな課題としては、出てきておりませんでした。

【事務局】 私が実際にかかわったのですが、中村さんがおっしゃられたようなとおりで、行動援護の対象者にもなり得る方だったのですが、当時調整していたときは、行動援護の事業者がやはり少ないというのと、行動援護の利用者が集中しているということで、依頼に対応できないという事業者さんからのお返事がありました。移動支援の事業所のほうが多いので移動支援のほうで対応させていただいたところですので、おっしゃられたような課題は、背景としてはあったかなというふうに思っています。

【委員】 ありがとうございます。



そういったことも入れていくと、地域生活支援の中でヘルパーの役割はすごく大きいと思います。その中で、この事例1の場合だと、A2で自閉症の方というところでは、支援の枠としてはやるべきことは結構明確なところがあって、しかし実態としてそれを支える人がいない、環境調整ができないというところがあると思いますので、その分をハード面、環境調整も含めて整えていくということが大切なのかなというふうに思います。

また、制度上で重度訪問介護の対象拡大が、平成26年度からあり、行動障がいの方の地域生活支援サービスがあるけれども、実態としては福岡市はゼロに近いですかね。

【事務局】 1名。

【委員】 では1名いらっしゃるというところですが、そういった重度訪問介護の活用みたいなのも、検討していく必要はないでしょうか。

【事務局】 ご意見ありがとうございます。

【会長】 ほかに何か。

【委員】 やっぱりどの事例も、緊急対応する場所がないというのが非常に大きな問題だということで、個人的な意見として、もっと社会福祉法人が一番困っていることに対しての支援をするべきだというふうに前から主張しておりまして、社会福祉法人でも短期入所をしていないところが結構あるのはあるという中において、個人的にもものすごく今腹立たしいのは、「社会福祉法人が別の社会貢献をやりなさい」という方向に法律上うたっているということに際して、この障がい福祉の中でももっとやるべきことがあるのに、違うことに目を向けさせるのはいかなものかというふうに思っています。社会福祉法人は税金納めていないわけですから、ほんとうにこの障がい福祉の中で一番困っている際にちゃんと支えになるようなサービスをしていくように、何らかの手だてができないのかなというふうに思っています。福岡市のほうで、何かそんなひもづけするのは難しいのでしょうか、もう少しそういうところを言う必要がほんとうにあるのではないかなと思っています。これは緊急対応の話です。

それと、グループホームが足りないという問題に関して、それなりには箇所数としては増えていっているのだろうというのをと思いますが、一つは、空き家はいっぱいあり、空き家はどんどん増えているという問題が一方であるのに、グループホームとして使いにくいので、グループホームを増やしづらいという問題があります。車椅子の重度の方などは新しく建設して住みやすいものをつくったほうがいいのでしょうかけれど、知的障がいの方、精神障がいの方の場合は、既存の物件でも対応できる方たちも多いと考えたときに、空き

家はいっぱいあるのにグループホームとして使えない。

これは、建築基準法の問題と消防法の問題がますます厳しくなっているところがあり、この辺をこの二つの法律が厳しいからなかなかできませんという状態が続いているところもあるため、何か市として抜本的な手だてができないのかなと思います。

抜本的な手だてというのは、全国を見ると、建築基準法に関しては、自治体の特別なルールをつくって対応してつくりやすくしているような自治体もあるようにも聞いていますし、その辺の抜本的なことを何かをやっていかないと、いつまでもおそらくグループホームは余裕ができないのではないかなというふうに思っています。ですから、この空き家対策の中で、何らかの検討ができないのかなというのが一つです。

新築に関しては、グループホームに関しては補助金制度があつて、これは緊急対応をちゃんとしていくショートステイを併設したグループホームを優先していくような、地域生活支援拠点に絡んでくることですが、法律上も優先するというふうになっていますので、重度障がい者の対応や緊急対応もするようなショートステイを併設したグループホームをつくるんだという何か意思みたいなものが、ちゃんと事業者にも伝わっていくようなことが必要かなと思っています。

ちなみに今、民間のほうでは、日本政策金融公庫の説明会を事業者向けにやろうかなと思っており、一つは就労支援を拡充していくための設備投資の部分も含め、またこういったグループホームであればやっていけるのではないかという、資金調達の面でも考えていく必要があると思っており、説明会の準備をしているところでございます。

以上です。

【会長】 ほかの方は何かありませんでしょうか。

【委員】 城南の知的相談支援センターの友廣です。

まず、自分の体験のほうで、グループホームは今、重度の方の利用するグループホームが増えていますが、体験型という形で、うちのほうも、市の助成金、社会福祉整備事業を使って1号館をつくりました。やはり最初の事例の方も、次のホームの待機になった方ということです。次のホームは17人中、現在利用想定者のうち、支援区分6の方が14名ぐらいになるのでしょうか。そうすると、スタッフの確保が一番の問題で、2番目が、ハード、建物の建設問題です。

重度の方々の場合には、末松委員も言われてありましたように、新築ですよね。既存の物件では、逆に改修費などいろんな規制があり、基本的には大家の方のご理解も得られま

せん。それから三つ目が、スタッフの研修のことです。スーパーバイザーがなければ、いくら建物をつくって人を入れても、その人たちを育成するソフトもないとできません。三つの条件が多分伴わないと、重度の方々が地域生活を送るのは難しいかなというのが、自分の体験からです。

やはりそういった意味では、抜本的なこれは財政措置の問題ですが、「か〜む」なども機能強化されておりますけども、重度加算の適用や家賃など、建て貸し方式で、福岡市は土地が高いものですから、なかなか新築物件は難しいです。建設費もありますけども、土地を確保できないということがございます。

それで、他の政令指定都市の例を見ると、家賃補助をしまして建て貸し方式で、大家さんもしっかりバックアップできるという方式でやると、誘導策としては、堺市、横浜市等の事例を見ると、伸びる余地があるのかなというのが実感です。

繰り返しますが、さっきの三つの要件で、最後のスーパーバイザーの問題については、末松委員、中村委員もおっしゃったとおり、地域生活支援拠点機能ですね。これを期待しているところです。単体のホームではなかなかそういった優秀な人材を確保できませんので、一定の圏域の中での拠点機能というのを整備いただきまして、拠点のほうでそういった地域に点在する孤立的なバックアップが必要な方などをバックアップする体制を、やはり各1カ所整備していただくことが急務かなと思います。

それから、事例3で体験利用の意見がありましたが、うちは一室1年中あけて体験のホームつくっており、大体月平均12名程度の体験利用の方を受け入れております。

ただ、実際のニーズという、現在の制度では、一、二年後にグループホームに入居することが決まっている方を、想定としてはこの体験として認められていたのですね。ただ、多くの方々は、グループホームに入る方は体験して試してみたいと、逆にそういった利用は認められないのですね。現在、家族の方の多くの方は、一、二年後にグループに入る気持ちは固まっていなくても体験したいというニーズが多いということも、この場で報告させていただきます。

以上でございます。

【会長】      ありがとうございました。

【委員】      グループホームについて今出ていますので、私たちの親の会も、なかなかひとり生活できるという人たちは少ない状況で、やはりグループホームを目指しております。

そういう中で、市内のグループホームをいろいろ当たってみました。そうしたら、なかなか発達障がいを受け入れるところは少ないということも、この前報告がありました。

そういう中で私たちは、親なき後、ほとんどが今、親は50、60、70ですので、グループホームを今後やっていくのを、今勉強会などを開きながらやっております。そういう中で、一軒家の空きがいろいろあります。でも消防法や、さっきお話があった建築法などで、なかなか難しい状況であります。新築というような部分は、なかなか自分たちの財力では難しいところもあります。

そうしたら、ここに書いてありますように、「市営住宅の空き部屋の活用など検討する」とありますが、この辺は、行政としては今後どんなふうに検討、考えていかれるのでしょうか。私たち、この市営住宅の活用ができればいいなというところを、全ての人がそういう活用ができなくても、それも一つの考え方として、この前の意見交換会でもそういう話をいたしましたけど、どんな状況なのか教えていただければと思います。

**【事務局】** グループホームの課題や現状の話がたくさんございましたので、まとめて、現状課題認識と、行政としての対応策をご紹介します。

まず、消防法、スプリンクラーの設置についてですが、30年3月末までにはというところで、実は高齢者施設と障がい者施設一緒に市の消防局とも毎年複数回協議をしておりますが、ご承知のとおり全国的にも有名な安部整形外科の事例が福岡市で起こったということで、2度とそういった障がい者や弱者の方たちが犠牲になるような火災事故を起こしてはいけないという、安全性、安心を最優先としております。他都市では規制を少し緩めたり例外的な対応をしたりなどもあります。市の方針としては、障がい者や高齢者、病院施設などの規制緩和について、現在のところは今の状況を緩めるという考えはない状況です。

ただ、消防のほうからも、安全性が確保でき、かつ大規模な工事や設備などを要しない、簡易型のスプリンクラーや設置可能な設備などを、民間でも開発しているという情報があるので、そういう情報提供はまめにしていきます。国の基準や民間のそういった技術開発や、コスト削減などにつながるような実質的、具体的な事例、設備が出てくるときには、情報提供していきますので、よろしく願いしますというふうに、高齢の担当課ともあわせて消防局とは協議を進めているという状況でございます。

それと、グループホームの空き自体が少ない、利用希望者が非常に多い、特に精神障がいの方や、知的でも就労が可能であったり、ある程度見守りさえあれば、特に保護者の近

くではなくてもひとり暮らしを考えたり、親の高齢化に伴ってということで希望されている方が非常に多くなっている現状に対して、グループホーム自体の設置や空きが少ないという状況がございます。

これは、先ほどご指摘もございましたが、なかなか国の報酬が実態に合っていない。見守りを例えば24時間や夜間個別対応などを想定して人員配置をすると、もう赤字を覚悟で、ほかのところで黒字を出して赤字を補填しないといけない。それこそ社会福祉法人のような、多少体力があり複合的なサービス提供でグループホームの補填をしていくというような想定でないと、なかなか厳しいという実態もあるとお聞きしております。これは特に都市型になってくると、人員の確保や家賃自体、整備費自体も高いということがございますので、政令市をはじめとして国のほうに、報酬単価、特に夜間や重度の加算など、そういったものは現状にまだまだ合致していないので、かなり具体的に重点的な要望として毎年働きかけているところでございます。

福岡市としても、整備費や運営費の補助については、今の利用率が約30%と低迷しているということもあって、重度あるいは強度行動障がいの方を対象としたグループホームの受け入れ促進を図る補助金を、28年度に新設予定としております。強度行動障がい者や、重度の方で重度加算が取れないけれども個別ケアや夜間ケアが必要な方をグループホームが新規に受け入れる場合に、一部その人件費を補助しようという補助金を、今のところは加配職員の一部補助を1年間ということで市の単独事業として新設することとしております。

それから、空き家の情報、新築で非常にお金がかかることについては、設備補助や国庫補助で一生懸命申請しているのですが、なかなか現状に追いついていない状況です。

市営住宅につきましては、こちらも住宅都市局とまめに連絡をとりながら、障がい者のグループホーム向けの空き家をぜひ確保して斡旋してくださいということを個別にも言っておりますし、住宅都市局のほうの住宅審議会からも、障がいのある方たちのグループホームに提供できるような市営住宅の役割もあるのではないかとということを強く言っていたいておりますので、消防法上の安全確保も踏まえた市営住宅の提供ということについても、今後も引き続き働きかけて確保をした上で、事業者さんへ設置されませんかということを提供したいと思っております。

市営住宅の強みは、やはり何といたっても家賃が安いということと、開設のときにはもちろん事業者さんのほうで地域にご説明などをされるのですが、その際には区役所や保健福

社局からも、ご協力、ご理解よろしく申し上げますときめ細やかに対応しているということもございますので、市営住宅の戸数はさらに増やしていきたいと考えています。

「新築のときのショートステイの併設を条件としてはどうか」というご意見もございましたが、今年度国庫補助を新設で申請するグループホームにつきましても、短期入所のベッドも確保していることを確認した上で、市から申請推薦をしているところでございます。

【会長】 よろしいですか。

【委員】 はい。

【会長】 ありがとうございます。

【会長】 いろいろ意見が出たと思いますが、最後に一つだけ話したいと思います。

この地域課題として出てきていますけど、親子の問題や、そういう視点からは出なかったのかというのと、検討された方たちは、例えば自分がこの人と一緒に暮らして、場所はどういうところがよいか、場所がありさえすれば改善するという視点からなされているのでしょうか。それとも、どこかそういう場所ができて移動すれば解決するような問題だという認識があるのでしょうか。

その辺のケアの視点というのがこれはちょっと弱いような気がします。この辺はぜひしっかりと話さないと、ただ場所をつくれれば、場所をつくっても受けたいという人がいなければ、これは幾ら場所ができてともという問題とかかわりますので、そのあたりは意見として出たのでしょうかというのをお聞きしたいのですが。出ていなかったら、何か、今日言われたさまざまな意見の出たのを含めて、もう一度話をされたらどうかなというふうに思います。

よろしいですか。我々だったら、この人と一緒に暮らせば、改善して地域で生活できるという見通しみたいなものが、何か意見は出ましたか。

【事務局】 各事例につきましても、実際サービス等を提供しておられます事業所と個別支援会議等で検討されていることですので、この事務局合同会議の中では、そういったケアの視点という点では話し合われてはいなかったです。

【会長】 何かその視点が少し外れると、場所をただ移動させたり、建物をつくれればという話になると少し違うような気がします。親子がずっと長く暮らしていることの限界みたいなものが、あるのではないかなと思います。だから当事者と支援者の関係のような視点から話すことも大事なかなというふうに思いますので、ぜひそういう検討も含めてやってみてはいいのではないかなと思います。

それでは、五つ目の課題に移りたいと思います。

協議会委員の構成について、事務局のほうから提案をお願いいたします。

**【事務局】** この協議会の委員構成について、ご提案をさせていただきます。

資料の4をごらんください。

ここに現在の委員構成がございまして、区分としていろいろあるわけですが、障がい当事者のところで、ご提案というかそれをお受けしてございまして、身体障がいの方々とか団体のほうからなのですが、「障がい当事者の中に、重症心身障がい児・者の関係について発言できる、詳しくご説明できる方がいらっしやらないんじゃないか」と、「そこが気になる」という話がございまして。

特にこれから、先ほどから話題に出ていますけれども、医療的ケアが必要な方への対応など、その辺が非常に大きな課題となっていて、今度の保健福祉総合計画の中でも、親なき後の課題の中の一つ大きな課題になっているんです。

そういうところで、当事者の方を、「重症心身障がい児・者の関係でわかられる方を入れてはどうか」というご提案があっただけだったので、それについてお諮りをしたいということと、あわせて、それにつきましてここでご了承いただければ、事務局のほうで当たらせていただいて、会長、副会長にもご相談して、次回から入っていただくような段取りで進めたいなと思います。

もう一つは、ほかにも抜けているのではないかとということがあれば、ご意見をいただいた上で今後検討させていただけたらなというふうに思っております。

以上でございます。

**【会長】** 今の説明について、ご意見ありますか。ぜひ入ってもらったほうがいいというのは私たちのほうでもあるのですが、何かご意見等ありませんでしょうか。それと、ほかにも何か、「こういう方も入ってもらったほうがいい」というようなことはありませんでしょうか。

今日いきなり言われてもなかなかあれかもしれないですが、重症心身障がい児・者のほうについては、入ってもらったほうがいいのではと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**【会長】** それでは、これで進めていきたいと思います。

またほかにも思いつかれたら、事務局のほうに言ってもらえるとありがたいなと思います。

それでは、次に報告に移りたいと思います。

一つ目の、相談支援部会での検討事項の経過について説明をよろしく申し上げます。

【事務局】 それでは、基幹センターより説明させていただきます。

お手元の資料5をごらんください。

まず1ページ目ですが、平成26年度第2回の本協議会におきまして、新たな相談支援体制の構築に向け、現行の相談支援体制の見直しについて協議することを提起し、相談支援部会を設置することが承認されました。これを受けて、平成27年4月から6月の間に計6回の部会協議を行い、その結果を福岡市の相談支援センター体制についての提言書として取りまとめ、平成27年度第1回協議会に提出しました。この協議会の中で各委員から、未検討項目について引き続き部会で協議を進める必要性が示されましたので、当部会では平成27年9月から12月の間に計6回の協議を行い、その結果を取りまとめ報告書として協議会に提出するものです。

2ページ目をごらんください。

検討項目の設定です。

引き続き検討を要する項目は、以下の9項目でした。

- 1、区の基幹センター（以下、相談支援センターという）の設置について。
- 2、相談支援センターの評価の仕組みづくりについて。
- 3、相談支援センターの専門性の担保について。
- 4、相談支援センターのケース移管について。
- 5、地域福祉の基盤づくりの担い手となる相談支援体制づくりについて。
- 6、地域活動支援センターI型について。
- 7、地域移行、地域定着の促進について。
- 8、緊急時の対応について。
- 9、サービス利用計画の評価について。

なお、今回の部会運営におきましても、短期集中的な議論が求められたことから、検討項目を絞り込む必要性が生じたので、既述の9項目のうち6から8につきましては、相談支援体制の見直しという範疇だけで論じ切れるものではなく、福岡市の意向や方針の決定が前提となるものであること、また、9については、必ずしも検討を急ぐ必要がないことから、6から9をこの今回の検討から除いて協議しております。

続いて、3ページになります。

協議結果です。



### 1、相談支援体制の設置について。

相談支援センターの設置圏域については、福岡市におけるコミュニティーのエリアである小学校区を基礎とし、相談支援センターが各区内でおおむね同数の小学校区を管轄するよう設置する。その際、障がい者数等に偏りが生じることも想定されるが、潜在的ニーズも含めて小学校単位での相談支援センターに対する需要を試算することは困難であることから、小学校区を機械的に振り分けて圏域を設定し、新たな体制をスタートさせる。

なお、先の提言書において、中央区と城南区については各区に1から2カ所設置するという目安を提案したが、相談支援センターの活動では所在地の区保健福祉センター等との協働が業務の重要な枠組みであり、区をまたいで活動は業務を煩雑にし効率性を損なうとの認識から、設置圏域は区域内とする。

また、担当小学校区数が他区の相談支援センターに比べて多くなる場合には、相談支援センターの人数配置を配慮することが必要となる。

### 2、相談支援センターの評価の仕組みづくりについて。

まず、事業評価は、事業所の優劣を決めるためのものではなく、評価において明らかになった相談支援センターの課題を改善することを目的とする。

#### 1、評価の方法。

自己評価。各相談支援センターで評価項目に基づく自己評価を行い、自ら改善すべき課題を見出す。

#### 2、外部評価。

協議会組織の一部に位置づける外部評価機関により、考課を実施する。外部評価機関の構成については、相談者の視点、相談支援事業所の視点、行政の視点、地域の視点を加味した人選が求められる。

3、自己評価と外部評価における課題のズレについて、両者で協議し改善を図る。また、その結果を協議会で報告し、相談者の視点からの意見を取り入れていく。

#### (2) 評価の期間。

原則全ての相談支援センターが、毎年1回の評価を実施する必要がある。

#### (3) 評価の項目。

評価の項目については、現行の事業委託仕様書や実地調査自己評価シート、厚生労働省が示した障害者ケアガイドラインを踏まえ、他自治体で策定された複数の評価基準、日本相談支援専門員協会による「相談支援振り返りシート」等を比較検討し、編成を行った。

詳細につきましては、後ろのページに資料1をつけておりますので、参考のためにごらんください。

### 3、相談支援センターの専門性の担保について。

相談支援センターの専門性を担保するためには、適切な人材を配置することが前提となるが、具体的方策としては、相談支援専門員の業務に係るガイドラインの作成と、人材育成体制の整備が不可欠となる。

#### 1、相談支援専門員の業務に係るガイドラインの作成。

ガイドラインの基本設計については、以下のとおりと考えております。

#### 2) の性格の部分に移ります。

①、相談支援体制の見直しに伴い、区障がい者基幹相談支援センターには、これまでの委託相談支援事業所に求められた専門性とは異なる専門性が求められることから、新たに相談支援専門員として従事する人を念頭に置き、スタートラインで求められる必要最低限の内容を想定したものとする。

②、マニュアルやハンドブックといった網羅的で相当なボリュームの冊子ではなく、ガイドラインといったコンパクトなものをイメージする。

次に、5ページになります。

#### 5) の作成方法。

相談支援事業所の第一線で相談支援業務に従事する職員を中心に、福岡市障がい者等地域生活支援協議会相談支援部会のワーキンググループを組織し、工程表をつくり作成作業に当たる。

#### 6) 作成スケジュール。

平成28年度末を成案確定の期限とし、作成作業に取り組む。

#### (2) 人材育成体制の整備。

市全体での相談支援専門員の研修体制を見直し、OJT等でスーパーバイザーを活用しながら、相談者やその家族等を直接支援する力量と、指定特定相談支援事業所の相談支援専門員を支援する力量を育成する必要がある。

人材育成体制の全体像につきましては、後ろのページについております資料2をご参照ください。

### 4、相談支援センターのケース移管について。

相談支援センターが委託業務を執行するに当たっては、計画相談支援のあり方を再考す

る必要がある。現在は、相談支援センターが指定特定相談支援事業所と同様に計画相談支援の契約者を多数抱えており、委託の本来業務が手薄になっている。平成29年度から新しい形態での委託業務を実施するに当たっては、計画相談支援の件数を減らす必要がある。

具体的方策としては、指定特定相談支援事業所へケースを移管すること、もしくは、相談支援センターの運営法人内に指定特定相談支援事業所を立ち上げ、委託業務と計画相談支援を分離することが考えられる。指定特定相談支援事業所へのケース移管を実現するには、現在の指定特定相談支援事業所の数では足りず、計画相談支援の必要数を充足し得る事業所数の確保が必須となる。

計画相談ケース移管の全体像につきましては、後ろに資料3をつけております。

#### 5、地域福祉の基盤づくりの担い手となる相談支援体制づくりについて。

障がい者を見守り支える人的支援の仕組みについては、アウトリーチと地域づくりの視点が必要である。相談支援センターは、個別の事例を通して地域にアプローチを行うことはあっても、地域づくりを行うという視点でのかかわりには十分に取り組めていない。

地域づくりについては、高齢者のかかわりを中心として、既に社会福祉協議会が地域との関係性を一定構築している中で、新たに障がい者分野に関して相談支援センターが一から同様のアプローチを地域に対して行っていくことは、効率的ではなく、地域の負担を増やし混乱を招く結果ともなりかねない。

相談支援センターは、地域福祉推進の中軸を担う社協を窓口として地域とつながり、その中間支援組織としての機能を活用し、相談者とその家族が地域社会の一員として認知され、豊かなつながりの中で暮らし続けることのできる、共生社会の実現を目指した取り組みを進めていく。

具体的な取り組みの方向性としては、障害者差別解消法の施行や災害時要援護者名簿の見直しといった機を捉え、障がい者の課題について関心の高い地域から、横浜市や宇治市といった住民参加による寄り添い型・伴走型支援の活動の仕組みを参考として、各相談支援センターで障がい者とその家族を支える地域づくりにモデル的に取り組み、地域に根差した継続可能な仕組みへとブラッシュアップしていく。モデル地域で積み上げた実践から得た教訓やノウハウを整理して汎用性を高め、福岡市全体の取り組みとして波及を目指す。

以上で、相談支援部会での検討事項についての報告を終わります。

【会長】 今の報告について、何かご質問等はありませんか。

【委員】 発達障がい者支援センターです。

前回、6月の協議会の中で提言書を出されたと思いますが、その中の課題の一つとして、発達障がい者の一次相談、そして二次相談の整理を行っていく必要があるだろうという話があったと思うのですが、このあたりの整理次第では、今後発達障がい者支援センターが担っていく役割というところにも大きな影響を及ぼすかと思います。

そういったところを、今後どういった方法で検討されていくのか、また、どういったスケジュールで検討されていくのかというところを、お伺いできればと思います。例えば、発達障がいの支援協議会の中で検討を進められるのか、もしくは、今現在検討されている部会の中で細かいところまで整理されるのか、そういったところを教えていただければと思います。

**【事務局】** 今回相談支援部会の中では、児・者一貫して全障がい対応できるような相談支援体制を構築するというところで検討させていただいているのですが、あくまでもこの区の基幹相談支援センターというのは、全ての障がい者の方の一次相談窓口ということ想定しておりますので、専門的な相談が必要になった場合の対応というのはまた別途検討させていただくというような形で検討しております。

**【事務局】** 発達障がいの関係につきましては、今年度、発達障がいに関して、その一貫した支援をどうするかという基本構想を検討していくということを考えておりますので、そちらでまた相談支援をどうしていくのかということが出てくると思います。

それと、この29年度以降の相談支援体制をどう連携していくかというのは、その辺を見ながら、どういうふうにつなげていくのかということを検討していくことに具体的にになっていくかなというふうに思います。

**【会長】** よろしいでしょうか。

**【委員】** はい。

**【会長】** ほかにありませんか。

**【委員】** 相談支援と地域づくりは、非常に大事な視点だと思っています。

それで、この「地域福祉の基盤づくりの担い手となる相談支援体制づくりについて」のところなのですが、6ページの3行目で、「地域づくりを行うという視点でのかかわりには十分には取り組めていない。地域づくりについては、高齢者へのかかわりを中心として既に社会福祉協議会が地域との関係性を一定構築している中で、新たに障がい者分野に関して相談支援センターから同様のアプローチを地域に対して行うことは効率的ではなく、地域の負担を増やし混乱を招く結果ともなりかねない」というふうに記載されております。

具体的にどのような状況でしょうか。よろしければ、ご説明をお願いいたします。

**【事務局】** 地域に関しましては、既に社会福祉協議会さんのほうでかなり地域に根差した活動をやっておられるというところがございますので、そこにまた新たに相談支援センターが地域のほうに入っていきますと、その窓口が、「この相談であればどこに相談していいのだろうということ、窓口が多くなるとわからなくなってしまうのではないか」ということと、「それで混乱を招いてしまうのではないか」ということが、部会の中で意見がございましたので、既に社会福祉協議会さんのほうで地域とかなり密着して活動しておられますので、そこを一元的な窓口として、相談支援センターはそこを窓口として支援して地域づくりをしていければというような形でまとめております。

**【委員】** ありがとうございます。

私、早良区の社会福祉協議会の役員なのですが、高齢者の分野についてはかなり詳しく事業計画があり、障がい者分野については、ほとんど何も記載されていないということは、障がい者分野からのアプローチがなかなかできていないというふうに解釈しまして、役員会の中でも、例えば災害のときの困難等でご提案をいたしたところですが、地域の中で相談支援を行っていくということで、密接なかかわりというのはやはり地域なのです。地域の方々とどのようにつながりを持っていくか、ここが非常に大切な要素であります。

地域にはいろんな社会福祉協議会等の組織があります。その組織とどのようにタイアップしていくかというのが、私が強く感じたところでした。したがって、今の意見を言わせてもらいました。

以上です。

**【会長】** では具体的に、いろんな分野で社協が活動されておりますが、そのこのところをここの部会は遠慮しがちでやるのか、例えば既にもうやられている分野に対しては入っていかなくていいような関係なのか、具体的にその辺の話し合いというのはされたのでしょうか。

**【事務局】** どういった形で具体的に取り組んでいくかというのは、議論まではまだなされていないです。

**【会長】** ではこれからなんですね。

**【事務局】** はい。ただ、地域づくりをしていくためには、やはり地域の方たちに顔の見える関係づくりがまだ今までうまくできていないだろうというところなので、それに関しては既に社会福祉協議会さんのほうが地域とつながっておりますので、そこを一緒に共

働していければなというようなところがございます。

【会長】 例えば、社協でされている相談ではそんなに専門性ができなかったなど、そういう場合は入ったほうがいいわけですね。そういう事例を増やしていくということにはなっているわけですね。

【事務局】 そうですね。

【会長】 ありがとうございます。

ほかはないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【会長】 では、次の報告に移りたいと思います。

よろしくをお願いします。

【事務局】 それでは、区部会のネットワークの活動について、ご説明いたします。

昨年度に引き続き、協議会の各区部会において、相談支援センターと障がい福祉関係機関等とのネットワークの構築に取り組んでおられます。その活動内容について、区部会ごとにご報告をさせていただきます。

まず基幹相談支援センターの松野さんから区部会の概要について話していただいて、その後各区部会より報告、最後に相談支援機能強化専門員の池田さんよりまとめという流れで報告をさせていただきます。質問等については全ての発表が終わってからまとめてお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【事務局】 それでは、区部会の概要について説明させていただきます。

区部会は、本協議会が各区において、障がい者等の地域生活に係る支援がより適切に行われるように設置した部会です。区の相談支援センターを中心とし、区保健福祉センターや特別支援学校、療育機関等を委員としております。主な活動は、個別事例の検討、関係機関とのネットワークの構築です。

個別事例の検討については、2カ月に一度各区部会が開催され、その場で相談支援センターなどから出された事例について各機関から意見をいただき、解決に向けて取り組んでおります。また、事例検討の結果から、既存の社会資源では解決が難しいと判断されると、事務局合同会議を経て当協議会へ、地域課題として検討していただくよう上がってまいります。

他方、関係機関とのネットワークの構築についてですが、相談対応していく中で、地域の社会資源とネットワークをつくることで支援が進むというケースもあります。利用者が

抱えるさまざまなニーズに対応していくためには、保健、医療、福祉、教育、就労等の多分野、多職種による多様な支援を継続できるように準備する必要があります。

そのために、各区部会では、地域の社会資源と顔の見えるネットワークをつくるさまざまな取り組みを行っておりますので、各区部会から今年度の取り組みについて報告をさせていただきます。

資料6をごらんください。

**【事務局】** 東区の精神障がい者相談支援センターの山田です。

それでは、東区のネットワークの取り組みについて説明させていただきます。

東区のネットワークですが、知的障がい者相談支援センターと精神障がい者相談支援センターがそれぞれネットワークを構築しており、精神障がい者相談支援センターのほうでは、東区心のケア連絡会という、精神保健分野のネットワークを構築しております。そして、知的障がい者相談支援センターのほうでは、東区サービス連絡会議という、顔が見える関係づくり、地域課題を取り上げていくことで、ネットワークを構築しております。そして、平成27年度に新たに、サービス連絡会議の中の一つの部会として、相談支援部会を立ち上げ、東区の相談支援専門員の方々に集まっていただき、地域課題を共有するネットワークを構築しています。

年に一度、資料の一番上にあります東区ネットワーク会議というものを行っており、ここでは、それぞれ東区サービス連絡会議の方々と東区心のケア連絡会の方々と、一堂に会して、地域課題を共有したり、区部会で話し合った内容等について情報共有を行っております。東区では、こういった重層的なネットワークになっております。

以上です。

**【事務局】** それでは、博多区部会のネットワークについて報告いたします。

博多区部会のネットワークは、博多区障がい者福祉スマートネットワークとなっております。狙いについては、関係者が顔の見える関係になるということ、その結果、障がい福祉の課題がスマートに解決できるようになることを目指しております。

取り組み内容は、特徴は、健康課と共催で既存のネットワークを生かすということをやすることをメインに考えております。取り組みは、金銭管理について、あとは、指定特定相談支援事業所のネットワーク会議も年に1回行っております。あとは、発達障がいについてをテーマに行いました。あとは、最近増えております就労継続支援A型事業所のネットワーク会議を行いました。

効果としては、各関係者の顔の見える関係ができました。

課題としては、ネットワーク会議だけではカバーし切れないネットワークがまだありますので、継続的に取り組む必要が長期的にあると考えております。

以上です。

**【事務局】** 中央区知的障がい者相談支援センターの山里です。

私のほうから、中央区部会の取り組みについて報告させていただきます。

中央区部会では、中央区にある福祉サービス事業所間のネットワークを広げていくことを目的に、年2回のちゅうちゅうネット研修会を行っております。

今年度は、就労移行支援事業所で抱えている、精神障がいのある方の事例について検討する会と、サービス等利用計画が完全施行されてからこれまでの現状について、計画相談支援が入ってよかった点や課題点等について意見交換する会の、2回の研修を行っております。

ご参加いただいた方々からは、「中央区内の支援機関についてお互いに知る機会をつくることができた」、また、「支援者間の親睦を深め横のつながりをつくることができた」との感想をいただくことができております。

また今年度は、指定特定相談支援事業所の連携を強化していくために、中央区相談支援ネットワーク会議を開催し、これまで5回の会議を行いました。

今後も、同じ地域の指定特定相談支援事業所として顔の見える関係を構築していき、計画相談支援を進めていく上での意見交換をしていくとともに、相談支援専門員のスキルの向上にもつなげていければと思っております。

これらの研修会等の活動を長く継続していくことで、実際の支援で事業所間が連携する頻度が増え、ネットワークが深まっているようにも感じております。今後も顔の見える関係づくりに力を入れていきたいと思っております。

以上、中央区からの報告です。

**【事務局】** 南区精神障がい者相談支援センターの北野です。

南区部会ネットワークでは、「顔の見える、気軽に話せる、つながり続ける」をキーワードに、支援者間のつながりが当事者の生活の向上に活かされるよう、区内におけるネットワークの構築を図っております。

平成27年度は、「当事者目線で考える当事者のためのネットワークづくり」というところをテーマに置きました。



まず、先に成果としては、ネットワーク委員を組織したことによって、現場の声をネットワーク構築に反映していく企画を立て、そういう組織をつくる土台づくりができました。具体的には、グループ討議をして各事業所の強みや当事者と向き合う上で大切にしているポイントなどを話し合いました。

あともう1回は、ACTから講師を招き、精神障がい者の支援について皆で学びました。支援者間のネットワークづくりを基本としながら、ネットワークが支援を受ける当事者に有効に機能していくための視点を共有できたと思っております。

今後の課題としては、参加者からの要望に取り組み、参加してよかった、また参加したいと思えるネットワークづくりを継続していくということです。

**【事務局】** 城南区精神障がい者相談支援センターの佐藤と申します。

城南区部会からは、平成27年度に城南区部会で行った新しい取り組みを中心にご報告させていただきたいと思えます。

城南区部会では、平成27年度は、平成25年度から開催を継続している事業所間の顔の見える関係づくりのための城南サポネット、平成27年度から新しく開催を始めた城南そうだんねっとの、二つのネットワークについて取り組みを行いました。

開催をした際のテーマ、日程などについては、資料を見ていただければと思います。

城南サポネットでは、初めての取り組みとして、実行委員会を立ち上げ、城南区内の障がい福祉サービス事業所の方に実行委員として参加していただき、企画検討などに継続的にかかわっていただいています。

そのほか、グループワークの活性化のために、経験年数ごと、テーマを習熟度別、事業種別ごとに分けて行いました。アンケートなどを行ったところ、「話しやすかった」などの感想をいただいております。

これらの取り組みについては、平成28年度も検討を行いながら継続をしていきたいと考えております。

城南相談ネットでは、計画相談支援が平成27年度より正式に開始され、城南区内における指定特定相談支援事業所間でのネットワークの構築、城南区内における課題の整理、委託相談による指定特定相談支援事業所等のバックアップ、相談支援に関する研修の機会、相談支援の質の向上を目的、狙いとして立ち上げを行いました。現在までに4回の開催をしており、情報の共有や計画相談支援に関する事務や手続等について、基礎理解につながったと感じております。

今後は、指定特定相談支援事業所からも事例などを挙げていただき、課題の整理や継続した情報共有、相談支援の質の向上などを目標として、平成28年度も継続した開催をしていきたいと考えております。

以上で城南区部会の報告を終わらせていただきます。

**【事務局】** 早良区部会のネットワークの構築について報告させていただきます。

私、早良区精神障がい者相談支援センターの喜多と申します。

早良区部会では、障がいを持って生活している人たちが地域で安心して生活していけるように、「本人を取り巻く関係機関の顔の見える関係づくり」を目標に進めております。

早良区においては、障がいを持っている方の生活に深くかかわり、また直接支援に携わる居宅介護事業所のネットワークがないことに着目して、居宅介護事業所のネットワーク構築に取り組んでいます。また、計画相談支援について連携や足並みをそろえていくために、指定特定相談支援事業所のネットワーク構築にも取り組んでいます。

28年度においては、指定特定相談支援事業所のネットワークと、居宅介護事業所のネットワークのつながりを強化していく方向です。また、早良区における既存のネットワークをつなげていく方向で活動をしていきます。

以上、報告を終わらせていただきます。

**【事務局】** 西区部会の報告をさせていただきます。

西区知的障がい者相談支援センターの岩田といいます。よろしくお願いします。

西区障がい者等サポートネットワークではというところで、目的、狙いとしては、横のつながり、顔の見える関係を築くことで、関係機関が単独で抱えていることあるいは困っていることを共有する、そこから皆様の日々の支援に役立てていくことができればというふうに考えております。

左のイラストが、当区部会のネットワークのイメージ図になっております。通称「西サポネット」と呼んでいただいております。

今年度に関しての報告ですが、一昨年度より年に1回ペースでネットワークの催しをしております。今回第3回目になりますが、9月に開催しております。必ずネットワーク会議を開催するときには、皆様がイメージつきやすいようにサブタイトルをつけております。今回は、「どうしたらつながると？高齢・児童・障がい福祉の連携を考える」ということをテーマとして、社会福祉協議会の方を招聘して、事例検討を用いて会議を行っております。毎年、その時々の特ピックを中心に、皆さんが関心あるものをテーマとして開催をするよ

うに心がけております。

今回、3回目のネットワーク会議を開催しての成果ですが、「多職種の方々との意見交換をする交流の場、そういったものが持てたのではないか」というご意見、あるいは、「支援者間の協力体制の大切さを確認できたのではないか」ということ、あるいは、今回初めてになりますが、医療関係の方のご参加もありました。また行政のほうから、保護課等の参加もあり、「関係機関の広がりがあったのではないか」というふうに、区部会のメンバーからのご意見をいただいております。

ただ、課題としましては、「西サポネットをより知ってもらうための対応策、広がりを持たせるための検討が要るのではないか」ということが出てきております。今回、高齢者のほうの関係者の参加が少なかったので、「お声かけの仕方等々の工夫が要るのではないか」というような課題が出てきております。

今後の展望としては、より参加者の方が興味あるテーマを取り上げていければと思っております。また、必ず会議を持った後には、参加していただいた方々に対してアンケートをとっております。そのアンケートを通じて次回のテーマを決めていこうということがありますので、そのアンケートの結果、「事例検討を通じて皆さんのご意見いただきたい」というご意見がありましたので、今後そういった地域課題を共有していく場を設けていけたらなと考えております。

以上、ご報告を終わります。

**【事務局】** 最後にまとめとして、私、相談支援機能強化専門員を仰せつかっております池田のほうから簡単に話させていただきます。

区部会ごとのネットワーク構築についてですが、各地域において、社会資源の調整をしやすくなるなどの相談支援業務を円滑に進めることを目的としてネットワーク構築を行うことはもちろんのことですが、本日も協議会の中で確認されたような、例えば地域づくり、緊急時の対応、重度障がい者の居住の場など、さまざまな地域課題については、当然全市的な取り組みを行うとともに、あわせて、それぞれの地域で行えることはそれぞれの地域で行っていくということが大事ではないかなというふうに考えております。

そこで今後については、確認をされた地域課題、あるいは区ごとで確認をされている地域課題について、その課題解決のためにどういったネットワーク構築が必要かというような認識を持って、各区部会で取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

以上でまとめを終わらせていただきます。

【会長】 今回の報告について、何かご質問等はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【会長】 では、次の議題にいきたいと思います。

保健福祉総合計画の進捗状況について説明をお願いします。

【事務局】 ご説明させていただきます。障がい者在宅支援課の施策企画係長の江藤でございます。

7月にご報告しておりました次期福岡市保健福祉総合計画の障がい者分野について、進捗状況をご報告申し上げます。

資料は、保健福祉総合計画原案の冊子でございます。それと、8ページになっております福岡市保健福祉総合計画（案）のポイントというもの、それから、もう一つは、平成27年度第1回福岡市保健福祉審議会総会、さきの1月19日に開催いたしました審議会総会の会議次第でございます。もう一つ、パブリックコメントのご意見募集というのもつけております。

まず、今年度策定を進めてまいりました福岡市保健福祉総合計画につきましては、障がい者分野のほかに、健康・医療分野、それから地域分野、それから高齢者分野の合計4分野がございます。障がい者分野につきましては、障害者基本法に規定される市町村障がい者計画に位置づけられる計画でございます。

先ほどの総会のほうの資料の裏面、「資料2」と書いてありますところをごらんいただきたいと思います。各論の審議につきましては、それぞれの分野に応じた専門分科会に分かれて審議が行われました。障がい者分野は、7月からほぼ毎月1回のペースで合計5回の審議を重ねた後、福岡市保健福祉審議会総会におきまして、他分野との調整等を行い、総論と各論を合わせた全体計画のパブリックコメント案を決定いたしました。

市民意見募集の案内につきましては、市政だよりであったり福岡市のホームページに掲載するほか、計画原案につきましては、この冊子を各区役所窓口に置いたり、市民向けの説明会を3回実施する中で配布をいたしました。

また、計画の説明会につきましては、平日の午前中の10時から、それから平日の夜19時から、及び土曜日の13時30分からというように、参加される方が参加しやすいように時間帯を変えて、3回を実施いたしました。

そのほか、障がいのある当事者の方や関係者の方々からの意見をいただくために、障がい者団体で構成される福岡市障害者関係団体協議会の会合の中におきましても、この障が

い者分野の計画のご説明を行いました。

障がい者分野に関してのポイントの簡単な説明を、このポイントの資料を使ってご説明申し上げたいと思います。

最後から2ページ目をごらんください。

基本目標につきましては六つございまして、「地域で安心して生活するための支援の充実」、それから、「就労支援・社会参加支援の充実」「障がいに対する理解の促進」「権利擁護の推進」「差別解消のための施策の推進」「障がいのある子どもへの支援の充実」と掲げておりまして、これらに27の施策を結びつけております。冊子の中では、この件を185ページに一覧表にしております。

特に重要なポイントを、2点にまとめてお示しをしております。紫の字でございます。

①、「高齢障がい者及び親なき後の地域での生活を見据えた総合的な支援」。長年の課題でございました障がい者の親なき後の支援に、正面から取り組んでいくということでございます。具体的には、右の概念図の最上段に示しておりますように、「24時間の相談対応」から時計回りに、「医療的ケアが必要な方への支援」や「家庭訪問などによる孤立防止」「移動支援サービスの充実」「グループホームなどの地域生活支援拠点における緊急時の受け入れ整備」などにより、親なき後の生活の安心を見据えた総合的な支援を検討することでございます。

続いて2点目は、下の「社会参加支援の充実」として、発達障がい児・者に対して、ライフステージを通した一貫した支援を構築し、引きこもり、行動障がいなどの防止と社会参加を促進することを掲げております。また、企業との連携を密にとり、職場実習の受け入れ先拡大などの就労支援の充実を図ってまいります。また、移動支援のサービスの内容の充実であったり、公共交通料金助成制度である福祉乗車券や福祉乗車証などの制度のあり方を検証し、わかりやすく使いやすい制度に再編していくこととしております。

続きまして、意見募集につきましては、また資料戻りまして先ほどの保健福祉審議会総会の資料でございますけども、今後のスケジュールでございます。

パブリックコメントの募集期間というのは、3月1日から本日までというふうになっております。きのうまでにも多くのご意見がなされておまして、今後の予定といたしましては、このパブリックコメントの出されました意見を反映した答申案を策定いたします。そして、4月18日に開催いたします福岡市障がい者保健福祉専門分科会、この中でご審議をいただき決定したいというふうに考えております。その次は、5月に開催いたします

福岡市保健福祉審議会の総会で計画全体の答申についてのご審議をいただいた後、答申をいただき、6月には保健福祉総合計画を決定する予定でございます。

保健福祉総合計画の進捗状況の報告は以上でございます。

【会長】 今の報告について、何かご質問等はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【会長】 それでは、四つ目の、障害者差別解消法関係のご報告お願いいたします。

【事務局】 本日配付した資料をごらんになりながらお聞きください。

在宅サービス係長の伊藤でございます。

障害者差別解消法、平成25年6月に公布されまして、あさって、平成28年4月1日に施行になります。その施行に合わせまして福岡市としましては、①職員の服務規律であります対応要領を作成、②障害者差別解消支援地域協議会の設置、③相談体制の整備を行うこととしております。

①は、まだ職員に通知ができておりませんので今日は資料を付けておりませんが、②のほうは2枚目の資料となります。

こちらは設置運営要綱でございまして、参加メンバーは、第3条（関係機関）のところをごらんください。第2項（1）から（7）まで、こちらが公的機関として入る国及び地方公共団体の機関でございます。それに加えまして構成員ということで、本日関係機関の皆様にご了承を得たところですが、福岡県弁護士会と福岡市に障がい者差別禁止条例をつくる会の2団体に入らせていただくことと決定しております。

1ページ目に戻りまして、③相談体制の整備ですが、現在福岡市身体障害者福祉協会のほうに委託しております「福岡市障がい者110番」という事業があるわけですが、そこを拡充する形で専門の弁護士さんなどを置いて、こちらのほうを紹介する形で進めてまいります。既に福岡市のホームページにこの辺のご案内が載っておりますので、よろしかったらご参照ください。

議題の2番目ですが、法律だけでは不足する部分があるということで、上乘せ・横出し条例をつくっていいよということで法律の規定があるわけですが、福岡市といたしましても、条例をつくるということで進めていきたいと思っております。

スケジュールと検討体制等はこれからということですが、以上ご報告です。

【会長】 今の報告について、何かご質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【会長】 特にないようですので、28年度の協議会のスケジュールについて説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、平成28年度の障がい者等地域生活支援協議会のスケジュール（案）についてご説明させていただきます。

資料の7をごらんいただきたいと思います。

平成28年度は、3回程度の協議会の開催を予定しております。平成28年度の第1回目の協議会は、6月ごろの開催を予定しております。地域生活支援拠点等の整備に関する検討の状況や、保健福祉総合計画の進捗状況、それから、平成29年度以降の相談支援体制などについての報告などを予定しております。また、今年度実施する福岡市障がい児・者等実態調査の調査項目についても、協議会の委員の皆様からご意見をいただく予定としております。第2回は10月から12月ごろの予定、第3回は29年の1月から3月ごろの予定としております。

区部会につきましては、平成27年度と同様に2カ月に1回程度開催し、事例検討や地域課題の整理、ネットワークの構築などを実施していく予定としております。

事務局合同会議についても、平成27年度と同様に3カ月に1回程度開催し、区部会から提出された事例の検討や地域課題の検討などを行う予定としております。

それから、本日承認いただいた地域生活支援拠点等整備検討部会については、必要に応じて随時開催をしていく予定としております。

28年度のスケジュール（案）については、以上でございます。

【会長】 それでは、この日程に沿って、またスケジュール調整をよろしく願いいたします。

ではこれで、議事、報告、その他、全て終わりましたので、事務局のほうにお返ししたいと思います。

【事務局】 野口会長、ありがとうございました。それから、委員の皆様におかれましても、貴重なご意見をたくさんいただきましてありがとうございました。

次回の協議会の開催は、先ほどご説明させていただきましたとおり、6月に開催したいと考えております。日程については、本日お配りしております日程調整票にご記入の上、期日までに事務局までお届けいただきますようお願いいたします。人事異動等で委員が交代される場合、後任の方に引き継ぎの上ご提出をいただきたいと思いますので、よ

ろしくお願いいたします。

また、本日お配りしております資料の中で、区部会事例検討シートは回収させていただきますので、机の上に置いたままでお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、平成27年度第2回福岡市障がい者等地域生活支援協議会を閉会させていただきます。

本日はありがとうございました。

— 了 —